

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日は、
翌日とする)

目 次

◇選挙告示 選挙人名簿の登録について被登録資格の決定の基準となる日、登録を行なう日及び縦覧に供する期間
ポスターの掲示の開始の日

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第二十五号

昭和四十四年十二月二十七日執行予定の衆議院議員の総選挙に係る選挙人名簿の登録について、被登録資格の決定の基準となる日、登録を行なう日及び縦覧に供する期間を次のとおり定めたので、公職選挙法施行令(昭和二十五年政令第八十九号)第十四条第二項の規定により告示する。

昭和四十四年十二月四日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加 藤 章

一 被登録資格の決定の基準となる日

昭和四十四年十二月六日
ただし、年齢については、昭和四十四年十二月二十七日を基準日とする。

二、登録を行なう日 昭和四十四年十二月六日

三 縦覧に供する期間 昭和四十四年十二月七日から

昭和四十四年十二月八日まで

鳥取県選挙管理委員会告示第二十六号

昭和四十四年十二月二十七日執行予定の衆議院議員総選挙における公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第四百四十四条の二第五項に規定するポスターの掲示の開始の日を昭和四十四年十二月七日と定めたので、同法同条同項の規定により告示する。

昭和四十四年十二月四日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加 藤 章